

特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

【勤務環境の整備に関する目標】

①令和6年度までに、育児休業等の取得率を男性職員(配偶者出産前後の5日間以上の特別休暇も含む)、女性職員ともに100%にする。

	目標値 (令和6年度まで)	目標設定時 (令和3年度実績)	最新値 (令和6年度実績)
男性	100%	0%	33.3%
女性	100%	100%	100%

②令和6年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得日数を、12日以上にする。

目標値 (令和6年度まで)	目標設定時 (令和3年1月～12月)	最新値 (令和6年1月～12月)
12日以上	10.2日	12.7日

【女性職員の活躍の推進に関する目標】

①令和6年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和3年度の実績(20.0%)を維持し、20.0%以上にする。

目標値 (令和6年度まで)	目標設定時 (令和3年度実績)	最新値 (令和7年4月1日現在)
20.0%以上	20.0%	20.0%

②令和6年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも令和3年度の実績(40.9%)の9.1%以上引き上げ50.0%以上にする。

目標値 (令和6年度まで)	目標設定時 (令和3年度実績)	最新値 (令和7年4月1日現在)
50.0%以上	40.9%	44.4%